

佐賀県公式小紅書（RED）アカウントの開設と管理運営事業

企画コンペ実施要領

佐賀県公式小紅書（RED）アカウントの開設と管理運営事業を受託する事業者を選定する企画コンペを実施するにあたり、必要な事項を次のとおり定める。

1 目的

現在訪日団体ツアーの企画販売が難しい中、訪日中国人 FIT 観光客の旅行意識及び消費習慣も変化していることから、中国市場にて近年爆発的に人気が上昇している情報収集ツールと検索エンジンとして利用している投稿プラットフォーム・小紅書（RED）にて、体験型旅行商品、観光施設とグルメ等を含めた観光資源投稿プロモーションを実施することにより、佐賀県の認知度向上と FIT 観光客の誘客促進に繋げる目的で実施するものである。

2 業務内容

佐賀県公式小紅書（RED）アカウントの開設と管理運営事業業務委託仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおりに

3 業務委託期間

契約締結の日～令和 7 年 3 月 31 日（月）

4 予算額

5, 0 0 0, 0 0 0 円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

5 参加要件

本業務委託の企画コンペの資格要件は次のとおりとする。なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

- （1）会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による再生手続又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づき、再生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- （2）公募開始の日以前 6 か月以内に金融機関において、不渡手形等を出していないこと。
- （3）佐賀県発注の契約に係る指名停止処分を受けている者でないこと。
- （4）自己又は自社の役員が、次のアからキのいずれにも該当する者でない

こと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この項において同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者。

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係者を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

（5）共同企業体の構成員でないこと。

6 企画コンペのスケジュール及び実施方法

（1）スケジュール

公募開始	令和6年4月15日（月）
質問書受付締切	令和6年4月17日（水）15時（必着）
企画コンペ参加申込締切	令和6年4月24日（水）17時（必着）
企画提案書提出締切	令和6年5月1日（水）17時（必着）
審査会	令和6年5月8日（水）
結果通知	審査会終了後1週間程度

（2）質問の受付及び回答

企画コンペに関する質問は、質問書に内容を簡潔にまとめ、次により提出すること。なお、電話、来訪等口頭による質問は受け付けない。

- ① 提出書類 質問書（様式1）
- ② 受付期間 令和6年4月17日（水）15時まで（必着）
- ③ 提出先 一般社団法人佐賀県観光連盟
住所：〒840-0041 佐賀市城内1-1-59
TEL：0952-26-6754
FAX：0952-26-7528

Mail : setsu-hin@saga-kanko.jp

- ④ 提出方法 持参、郵送、ファクシミリ、電子メール
※ファクシミリ及び電子メールの場合は、送信後、必ず着信確認の電話をすること。
- ⑤ 回 答 令和6年4月19日（金）18時までに質問者に対し、電子メールにより回答する。

(3) 企画コンペへの参加申込

- ① 提出書類
企画コンペ参加申込書（様式2）、団体概要及び実績（様式3）、誓約書
 - ② 受付期間 令和6年4月24日（火）17時まで（必着）
 - ④ 提出先 上記（2）の③に同じ
 - ⑤ 提出方法 持参又は郵送
 - ⑤ 提出部数 各1部
- ※期限までに必要書類の提出がなかった場合、企画コンペへの参加は認めない。

(4) 企画提案書等の提出

- ① 企画提案書と見積書
 - ア 企画提案書（任意様式・A4版）
 - イ 見積書（任意様式・A4版）
 - ・見積額（消費税及び地方消費税額を含む。）は、審査における評価項目の一つであるため、各宣伝費用の詳細な内訳を記載すること。
 - ・見積書は代表者印などが捺印済みであり、宛名は「一般社団法人佐賀県観光連盟」とすること。
- ② 受付期間 令和6年5月1日（水）17時まで（必着）
- ③ 提出先 上記（2）の③に同じ
- ④ 提出方法 持参又は郵送（簡易書留等、送達の記録が残る方に限る。）
- ⑥ 提出部数 6部（正本1部・副本5部）

(5) 企画コンペ審査

- ① 日 時 令和6年5月8日（水）
- ② 審査方法 書類審査にて行うものとする
審査員は、別に定める審査項目に従い審査を行い、事業者を1者決定する。なお、必要に応じて、参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

- ③ 審査項目 別表「企画書審査基準」のとおり
- ④ 結果通知 全ての提案者に通知する。なお、審査経緯については、公表しない。また、審査内容及び結果についての異議は一切認めない。

7 契約に関する事項

(1) 契約候補者の特定

連盟は、審査で特定した者を、本業務契約に係る随意契約の契約候補者として特定する。ただし、次のいずれかの事由により業務契約が締結できない場合には、次点者を契約候補者として再特定する。

- ① 契約候補者が本業務の契約の締結を辞退したとき。
- ② その他の理由により契約候補者との契約が不可能となったとき。

(2) 業務契約金額

業務契約金額は、4の委託上限額を超えないものとする。

(3) 業務契約内容及び実施条件

- ① 本業務の契約内容については、候補者の提出書類等に記載された内容を尊重しつつ、協議の上、連盟において定める。なお、協議の過程で提案の一部の変更を求めることがある。
- ③ 提案書に記載した総括責任者は、特別の理由により発注者がやむを得ないと認める場合を除き、原則として変更できないものとする。

(4) 業務の再委託

業務の全部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。また、主たる部分以外の業務などの一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ連盟の承諾を得ること。

8 その他留意事項

- (1) 提出された書類は返却しない。
- (2) 提出する企画案は参加者1者につき1提案とし、提出後の書き換え、差し替え、追加等は認めないものとする。ただし、誤字等の軽微なものは除く。
- (3) 企画コンペに係る企画提案書等の作成及び提出に要する経費、企画コンペに参加するための交通費等は、全て参加者の負担とする。
- (4) 虚偽の記載した参加申込書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなったものが提出した参加申込書等は無効とする。
- (5) 提案に際して、委託先として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルのないようにすること。

- (6) 公正な審査を妨害するおそれのある、あらゆる行為を禁止する。
- (7) 企画コンペ参加申込書を提出した後に辞退する場合は、速やかに 9 の問い合わせ先まで連絡するとともに、書面にて辞退の届出を行うこと。

9 問い合わせ先

一般社団法人佐賀県観光連盟 誘客推進部 薛（セツ）

〒840-0041 佐賀市城内一丁目 1-59

TEL : 0952-26-6754 FAX : 0952-26-7528

E-Mail : setsu-hin@saga-kanko.jp